

第三十九号

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

国立研究開発法人森林総合研究所法の一部が改正され、国立研究開発法人森林総合研究所の名称が改められたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。